

提出書類についてのご案内

必ずご提出していただく書類	
☐	申出書（様式第1号）
	同封の記載例を参考に記載してください。
☐	同意書（様式第2号）
	同封の記載例を参考に記載してください。
☐	申出権者の本人確認書類
	下記本人確認書類取扱表 A 1点またはB 2点 ※マイナンバーカードの写しを提出される場合は顔写真が付いている面の写しを提出してください。マイナンバーが記載されている面の写しは不要です。
☐	対象者全員の戸籍謄本の写し（日本国籍の方） または対象者全員の住民票（外国籍の方）
	発行後3か月以内のものを提出してください。 日本国籍の方は戸籍謄本の写しを提出してください。
☐	口座情報が確認できる通帳等の写し
	金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義が確認できるものを提出してください。 ※振込先は申出権者の口座に限ります。

本人確認書類取扱表	
A：顔写真付き本人確認書類（1点確認）	B：顔写真が付いていない本人確認書類（2点確認）
・マイナンバー（個人番号）カード ・運転免許証 ・旅券（パスポート） ・在留カード 等	・資格確認書 ・介護保険被保険者証 ・国民年金手帳 ・基礎年金番号通知書 ・年金証書 ・生活保護受給者証 ・高齢者受給者証 ・障害者等医療証 ・ひとり親家庭等医療証 等

※取扱表に掲載されていない本人確認書類も対象となる場合があります。

ご不明点はコールセンターまでお問い合わせください。

裏面も必ずご確認ください→

必要に応じてご提出していただく書類	
☐	－(廃止時の居所を記載できない場合) 戸籍の附票の写し
	申出権者の廃止時の住所が記載されているものを提出してください。
☐	(廃止時の世帯主が死亡している場合) 死亡していることが分かる書類
	死亡していることが分かる住民票の除票の写しまたは戸籍謄本の写しを提出してください。
☐	(申出権者が刑務所に収容されている場合) 収容されていることが分かる書類
	収容されていることが分かる在所証明書等の写しを提出してください。 取得方法につきましては収容先の刑務所にお問い合わせください。
☐	(代理人による申出の場合) 委任状
	同封の記載例を参考に記載してください。 ※代理人が法定代理人(成年後見人等)の場合は不要です。
☐	(代理人による申出の場合) 代理人の本人確認書類
	表面本人確認書類取扱表 A 1 点または B 2 点 ※マイナンバーカードの写しを提出される場合は顔写真が付いている面の写しを提出してください。マイナンバーが記載されている面の写しは不要です。
☐	(代理人が同一世帯員及び親族の場合) 申出権者との関係が分かる書類
	戸籍謄本の写し、住民票の写し等を提出してください。
☐	(代理人が法定代理人の場合) 申出権者との関係が分かる書類
	登記簿謄本等の写し等を提出してください。
☐	(代理人が施設等の職員等の場合) 施設職員であることが分かる書類 及び申出権者の入所等が分かる書類
	職員証、名刺等の写し及び契約書等の写しを提出してください。